

連載
第2回

コロナ禍での児童生徒の自殺者数と 不登校者数の増加 〜児童生徒の最善の利益のために〜

国立教育政策研究所初等中等教育研究部長・教育データサイエンスセンター副センター長



藤原 文雄

児童生徒の自殺者数の増加傾向

二年半以上続いているコロナ禍は、子供を含めて全ての国民に大きな被害をもたらした。厚生労働省の公表情報によれば、コロナ禍における児童生徒の自殺者数は増加傾向（令和二年・四九九人）にあり、特に女子高校生の自殺者数は増加（令和二年・一四〇人）が著しい。また、公表情報では、原因・動機として、「進路に関する悩み（入試に関するものを除く）」、「学業不振」、「親子関係の不和」が例年上位であることも明らかにされた。

こうした増加傾向を踏まえ、文部科学省「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」では、コロナ禍における児童生徒の自殺の状況や原因・動機、課題等に関する審議が行われ、令和三年六月に「審議まとめ」がとりまとめられた。「審議まとめ」では、「令和二年の三月以降、感染拡大防止のために学校は一斉休業となり、大人たちは「Stay Home」を合い言葉に在宅勤務や自宅待機の生活へと舵を切った。しかし、この「Stay Home」が、家庭内の過密化を引き起こし、以前から潜在していた家族内葛藤を浮き彫りにした可能性がある」（九ページ）という見解を示した。その上で、「House」はあくまでも「Home」居心地のよい居場所を持たない子供の存在（九ページ）を忘れてはならないと家族内葛藤等の家庭環境の不和の高まりに警鐘を鳴らした。

さらに、「家庭に居場所を感じることができない子供たちを含め、児童生徒は、休み時間や放課後での友人や



学級担任等との交流など何気ない日常が失われたことで「息抜きの場所」を失い、子供たちの成長に寄与する「自分を支える場所」が大きく変化してしまったとも考えられる（十ページ）とコロナ禍における学校環境の変化について言及した。また、「コロナ禍の強い影響を受けた令和二年の児童生徒の自殺の実態は、私たちに、広義の学校活動全体が持つ自殺に対する抑止的な効果を教えてくれたといえるかもしれない」と指摘した。

こうした分析を踏まえ、「審議まとめ」は児童生徒の状況を多面的に把握するとともに、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応のためのICTの活用、関係機関等の連携体制の構築などのほか、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育による援助希求的態度の育成の充実などに取り組みことを提言した。この「援助希求的態度」とは、問題や悩みを抱えて自分では解決しきれないと感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりしようとする態度であり、文部科学省が二〇一四年に作成した「子供に伝えたい自殺予防・学校における自殺予防教育導入の手引き」で米国の先進事例をもとに打ち出された概念である。社会情勢が厳しく誰しも深刻な課題に直面することが避けられない今日、自立にとつて不可欠な力として援助希求的態度の育成を重視したい。

しかし、自らではどうしようもない事柄に対しSOSを出すことができない児童生徒は多いはずだ。深刻な悩みは簡単に相談できないものである。自分に自信がなかったり、恥ずかしかったり、諦めていたりなどその理由は多様であるが、他者に頼れない背景には理由があるという

考え方に立って、出されたSOSを周りの人が確実に受け止めるという学校づくりを進めたい。そうした自らではどうしようもない事柄を放置することは、不正義なことですと捉え、正義に満ちた学校づくりに取り組みたい。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関する理念などを示した自殺対策基本法が、二〇〇六年に制定された。この法律は、二〇一六年に改正され、同法第一七条第三項に基づき、学校は、心の健康の保持に係る教育又は啓発等を行うよう努めるものとされた。その内容はかなり具体的に謳われており、「学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。」と定められている。

こうしたSOSの出し方教育を含む自殺予防教育は、いじめの未然防止の取組と共通するものである。二〇一三年に制定された、いじめ防止対策推進法においては、「心の通う対人交流の素地を養う」教育及び体験活動の充実が謳われ、いじめ防止等のための基本的な方針においては、更に「集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたづらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる」ことがいじめの未然防止の基本として挙げられている。

一方、教職員は多忙である。様々な観点による教育プログラムに共通する要素を統合して進めなければ、ますます多忙化が進んでしまうとともに学校としての統一的な教育ができなくなってしまう。こうした観点から、「審議まとめ」においては各種の教育プログラムの共通性に注目しながら推進することで学校現場の負担軽減に



取り進むことを提唱しており、こうした考え方はぜひ取り入れたい。

また、「審議まとめ」は自殺の問題は「専門家といえども一人で抱えることができない」（一七ページ）という言葉を引用しつつ、自殺予防のあらゆる段階における関係機関等の連携体制の構築の必要性を強調した。「児童生徒が一日の大半の時間を過ごす学校においては、自殺の危険が高まった児童生徒を一人の教職員だけで支えるのではなく、チームで支援する体制をつくることが求められる。同様に、学校外においても、児童生徒を支えるうえで適切な協力体制を、保護者及び地域の関係機関との間で築く必要がある」と提言した。

そのための留意点として、「関係機関それぞれの活動内容についての基礎的知識をもつ」、「それぞれの立場を理解しながら共に取り組もうとする協働意識をもつ」、「日ごろから顔の見える関係をつくっておく」、「合同ケース会議やサポーターチームなどの実際の活動を通じて、絶えず連携のあり方を点検し、補強していく」、「連携の基軸に常に子供を置き、子供にとっての最善を考える」などに加え、「それぞれの役割の固有性と限界性（できることとできないこと）を知る」といった誠実な貢献と謙虚さが言及されている。丸抱えや他職種任せといった二者択一ではなく、児童生徒の最善の利益を中心とした誠実な貢献と謙虚さが指摘されている点は評価したい。

不登校児童生徒数の増加傾向

令和二年度問題行動等調査では、小・中学校における不登校児童生徒数は調査開始以来最多の一九六、一七七人を記録するなど不登校児童生徒は依然として増加傾向にある。こうした状況の下、令和四年六月には文部科学省不登校に関する調査研究協力者会議は「報告書」今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について「〜」をとりまとめた。この報告書は、当事者の声として、直近まで不登校であった児童生徒やその保護者に対する実態調査の結果を積極的に活かすなど当事者の視点を取り入れた画期的な報告書であり、ぜひ一読していただきたい。



児童生徒に対する実態調査では、「最初に（学校に）

行きづらいつ感じ始めたきっかけ」（複数回答）として、「先生のこと」、「身体の不調」、「生活リズムの乱れ」、「友達のこと」がそれぞれ三割程度を占める結果となった。これまでの教員を対象とした調査における回答よりも教員との関係に関する指摘が多くなされた。また、「自由記述を見ると、「先生の指導が怖かった」、「学校の先生に〇〇しなさいと言われることがプレッシャーに感じた」、「授業が分かりやすい学校（であれば休まず通えた）」、「勉強に追いつけない」、「発達障害や性の多様性に関する理解が足りない」などの意見もあり、一部の教師・学校の対応や理解不足、学業不振等によって不登校となってしまう事例も見受けられた」（七ページ）と報告されている。同報告書では、教員と児童生徒に対する調査では質問方法が異なるため単純な比較は難しいという注釈がつけられているが、教員の指導や授業が児童生徒の不登校の原因になっているという児童生徒の回答は、多くの保護者の実感に近いのではないかと。

学校としては、これまで以上に「校長のリーダーシップのもと、学校が安心感・充実感が得られるような活動の場となるよう取組を進めるとともに、不登校の要因ともなり得るいじめや暴力行為、体罰等を許さない毅然とした態度で適切な対応が行えるよう、学校全体での組織的な取組」（九ページ）を進める必要がある。

こうした増加する不登校児童生徒に対する対応の土台となるのは二〇一六年に制定された、不登校児童生徒等の教育機会の確保を目的とし、その施策を初めて体系的に定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という）である。二〇一七年三月には同法に基づく文部科学大臣による基本方針が定められ、「不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要」、「登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」、「不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、その状況によつ



ては休養が必要な場合があることも留意しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行う」といった基本的な考え方が示された。

しかし、報告書では、「現在もなお法の趣旨について、学校現場への周知やその考え方に基づく対応が十分に浸透しているとは言えない状況である」として、「学校に行けず苦しむ児童生徒や保護者に対し、状況によっては休養が必要な場合があることや、学校に行けなくても悲観する必要はない、というメッセージをしっかりと伝え、実行していくことが求められる」（八ページ）と指摘している。

その上で、報告書は、(1)誰一人取り残されない学校づくり、(2)困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズの早期把握、(3)不登校児童生徒の多様な教育機会の確保、(4)不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援など重点的に実施すべき施策の方向性を提案した。

GIGAスクール構想による一人一台端末の整備は、教職員が児童生徒の状況をアセスメントし支援ニーズを早期に把握し、児童生徒が教室に行かなくとも他の児童生徒や教職員とつながり学びに参画できるようにするなど新しい生徒指導・教育相談スタイルを構築しつつあるが、今後もこうした傾向はさらに加速化していくに違いない。

児童生徒の最善の利益のために

コロナ禍での児童生徒の自殺者数と不登校者数は増加傾向にある。こうした状況に対応する上で大切にしたいのが第一に児童生徒の最善の利益の実現という共通の目的、そして、第二に児童生徒の最善の利益を中心とした誠実な貢献と謙虚さに基づいた連携体制の構築である。児童生徒や社会の変化に対応して生徒指導関連の法令は大規模な変更が加え続けられ、また、ICTを活用した新しい生徒指導・教育相談スタイルの構築も進められている。

こうした難しい状況において、児童生徒の最善の利益のためという共通の目的を大事にすることが副校長・教頭のリーダーシップの基盤になるはずだ。